

○厚生労働省告示第三百六十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十八年十月一日から適用する。

平成二十八年九月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三に次の二号を加える。

六十三 ゲムシタビン静脈内投与及び重粒子線治療の併用療法 膵臓がん（遠隔転移しておらず、

かつ、TNM分類がT4のものに限る。）

六十四 ゲムシタビン静脈内投与、ナブーパクリタキセル静脈内投与及びパクリタキセル腹腔内投

与の併用療法 腹膜播種を伴う膵臓がん